

令和8年度世田谷区インクルーシブ教育支援員（会計年度任用職員）
採用選考実施要領

8世教指第1442号
令和8年3月25日
世田谷区教育委員会
教育指導課

1 採用職種・人数

インクルーシブ教育支援員（会計年度任用職員）・若干名

2 任用期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日の1年間

（勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度あり）

3 応募資格

(1) インクルーシブ教育支援員（1）

次の①または②に該当し、かつ③～⑤の要件をすべて満たす者。※学生不可。

- ① 教員・保育士・心理士(大学の心理学単位習得者)・社会福祉士・看護師、介護福祉士等の資格取得者または令和8年3月31日までに取得見込みのある者。
- ② 学校・保育園・児童館等で子どもに関わった経験（非常勤職員・ボランティア等）がある者。
- ③ 1年間継続して働くことができること。
- ④ 教員免許取得者については、期限付任用教員・産休育休代替教員の名簿への登載がないこと。
- ⑤ 「2 任用期間」において、世田谷区で「会計年度任用職員制度の『職』」として他に任用される予定がないこと。

(2) インクルーシブ教育支援員（2）

- ① 上記「3 応募資格（1）インクルーシブ教育支援員（1）」の要件を満たす者。
- ② インクルーシブ教育支援員（1）の業務に従事した経験を3年以上有する者。ただし、年度の途中で採用された者の当該年度における当該業務の従事は、1年の経験があったものとみなす。

(3) インクルーシブ教育支援員（3）

- ① 上記「3 応募資格（1）インクルーシブ教育支援員（1）」の要件を満たす者。
- ② インクルーシブ教育支援員（2）の業務に従事した経験を1年以上有する者。ただし、年度の途中で採用された者の当該年度における当該業務の従事は、1年の経験があったものとみなす。

- (4) 以下の地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方は応募できません。

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

4 選考方法及び日程

(1) 第一次選考

方法：書類選考（令和8年度世田谷区インクルーシブ教育支援員採用選考申込書兼履歴書（別紙1）、課題論文（別紙2）を基に選考する。）

※インクルーシブ教育支援員（2）または（3）に申し込む者は、課題論文（別紙2）は免除する。

(2) 第二次選考

方法：面接選考（集団面接）

※詳細については、第一次選考合格者に通知する。

5 選考結果

(1) 第一次選考の結果通知は、令和8年4月中旬に発送予定。

(2) 第二次選考の結果通知は、令和8年4月下旬に発送予定。

※補欠者は、令和8年5月1日から12月31日の間、名簿に登載し、欠員状況等に応じて順次任用の連絡をする。連絡をした後辞退する場合は、名簿登録を抹消する。また、任用順番は全体の配置状況等により決定する。尚、任用順番に関する問い合わせには、一切回答しない。

※選考結果に関する問い合わせには、一切回答しない。

6 勤務条件

(1) 身分 会計年度任用職員（世田谷区教育委員会任用）

(2) 報酬 ・インクルーシブ教育支援員（1） 月額227,930円

・インクルーシブ教育支援員（2） 月額230,216円

・インクルーシブ教育支援員（3） 月額233,325円

※上記のいずれも令和7年度現在の額であり、地域手当相当分を含む。

また、一定の要件を満たす場合、期末手当及び勤勉手当を支給。

(3) 休暇 有給休暇 年14日（任用月により調整する。）

夏季休暇 年4日（任用月により調整する。）

※その他慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等の制度あり。

(4) 勤務日数 原則として月5日～20日（月平均16日・年間192日）

- (5) 勤務時間 原則として午前8時～午後5時15分の内、実働7時間45分勤務。休憩1時間。
※午前8時15分～午後5時までの勤務が一般的。
※宿泊行事随行の際は、超過勤務が発生する場合あり。
- (6) 社会保険 健康保険、厚生年金保険、労働保険、介護保険の適用あり。
- (7) 雇用保険 雇用保険の適用あり。
- (8) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用あり。
- (9) 通勤手当 月額55,000円を上限に実費支給する。

7 勤務場所

- (1) 教育指導課長が指定する区立小・中学校
- (2) その他教育指導課長が指定する場所
※原則、敷地内禁煙です。

8 主な職務

配慮を要する児童・生徒の支援。

- (1) 学校教育活動及び学校生活上必要な支援
- (2) 授業時の学習支援
- (3) 児童・生徒の安全配慮（見守り等）
- (4) 校外学習時の支援
- (5) 水泳指導時の支援
- (6) 宿泊行事等の随行
- (7) 学校が指導計画・支援計画を作成する際の協力（校内委員会への出席等）
- (8) その他、配置先の校長の指示する事項

9 その他

地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合には懲戒処分等の対象となることがある。

10 募集の周知方法

世田谷区ホームページ

11 申込期間

令和8年3月25日（水）～令和8年4月8日（水）

12 申込方法

- (1) インクルーシブ教育支援員（1）に申し込む方
以下の「13 申込・問合せ先」へ、「令和8年度世田谷区インクルーシブ教育支援員採用選考申込書兼履歴書（別紙1）」、「課題論文（別紙2）」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票（別紙3）」を持参または郵送（持参の場合は、土・日曜、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで）。

※メール及びファクシミリによる電送等では受付けない。

- (2) インクルーシブ教育支援員(2)または(3)に申し込む方
以下の「13 申込・問合せ先」へ、「令和8年度世田谷区インクルーシブ教育支援員採用選考申込書兼履歴書(別紙1)」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票(別紙3)」を持参または郵送(持参の場合は、土・日曜、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで)。

※メール及びファクシミリによる電送等では受付けない。

- (3) 提出書類の作成に際しては、全て自筆で記入すること。また「令和8年度世田谷区インクルーシブ教育支援員採用選考申込書兼履歴書(別紙1)」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票(別紙3)」に事実相違があった場合は、不合格とする。
- (4) 書類提出後にやむを得ず訂正する場合、または選考試験を辞退する場合は、必ず連絡すること。
- (5) 選考書類は、選考目的以外には使用しない。また、選考書類は返却しない。

13 申込・問合せ先

世田谷区教育委員会事務局 教育指導課 指導管理係

電話：03-5432-2706

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27(世田谷区役所東棟6階603番窓口)

本要領については、令和8年3月25日より施行する。